

奈 政 行 第 27 号

平成 31 年 2 月 25 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 道 端 孝 治 様
同 三 橋 和 史 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成27年度包括外部監査「人件費に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

IV. 諸手当について

4. 時間外勤務手当

(1) 概要

- ・時間外勤務手当削減に対する取り組み姿勢について

(行政経営課、人事課、法務ガバナンス課、環境部関係課)

【監査結果】

奈良市においては、平成21年度及び平成22年度において、それぞれ60事業63項目、32事業37項目を対象として事業仕分けを実施したが、その際には、全事業が対象ではなく、仕分けの対象外となった事業もあった。また、事業単位での局所的な検証となり全庁的な仕組み・制度の見直しには至らず、さらに、人件費等の扱いが改善されていない等の状況が継続した。そのため、非効率的・非効果的な支出を食い止め事業・業務を抜本的に見直し、新たな施策を実施するための財源確保及び職員意識の改革を目的として、「奈良市事業・業務の総点検」が平成23年度に実施され、その中で「仕事の見直しや改善（仕事そのものの必要性や市の職員が実施する必要性等）が十分行われていない」との提言が行われ、奈良市が早急に取り組むべき課題が明らかにされた。

しかしながら、現状の時間外勤務については、業務内容の点検・見直し等が十分に実施されないままとなっており、未だ多くの時間外勤務手当が支給されている状況となっている。

各部局の時間外勤務に関して、個別的に調査した結果については以下にて記載することになるが、特に環境部の現業部署（収集課、まち美化推進課、環境清美工場、リサイクル推進課）における時間外勤務の現状に対して多くの課題が見受けられる。もちろん各課により事情が異なるので、時間外勤務の多いことが、当該課の慣行に潜む無駄や工夫不足に起因するものなのか、構造的な人員不足に起因するものなのか、具体的な見極めが必要である。この点、総務部人事課及び環境部は全体的な状況を把握するのみで、現業部署に対して例えば、「毎月30時間を超過する時間外勤務については時間外勤務時間超過承認簿を提出させてい

る。」「効率化を図り時間外勤務を削減するよう指導・協議できることから現場におろしている。」との対応に留まっている。具体的な対処方法を策定せず、現場に入り込んで指導する積極性も十分とは言えず、奈良市の行財政改革や意識改革への本気度が感じられなかった。また、このような踏込の甘さは、内部統制によるガバナンスの機能不全を示しており、現状のままでは市民から信頼されるような市役所には程遠いのではないだろうか。

市政の透明性の確保及び財政状況の健全化のため、どのような業務及び理由から時間外勤務が生じていたのか、なぜそのようになったのか、どのように対処するのか等について改めて詳細に市民に説明するとともに、管理職率先のもと全庁一丸となって課題の解消に邁進し、より一層市民から信頼される市役所へと変革していく必要がある。

【措置の内容】

環境部の現業部門の業務の点検、見直しについては、行財政改革、人事管理、現場管理をそれぞれ担当する総合政策部、総務部、環境部の連携によって、経営のあり方、職場風土やガバナンスのあり方といったより大きな文脈での検討が必要であり、民間委託の実施や職場風土の刷新など、改革に必要な施策を一体として講じました。具体的には、平成28年度中に環境部の管理職体制を一新し、警察OB職員を配置するなど、市として一丸となって職場風土を刷新する姿勢を示しました。

また、平成29年度末までに中間処理部門を含む環境事業室全体の最適化にむけて計画的に民間委託化を進め、着実に進捗させました。

なお、時間外勤務の要因については、監査報告書に記載のとおりですが、これを受けて現場でも業務改善の取組が行われており、例えば、①管理職が時間外勤務を命ずる際は、業務量を見ながらルールに従い厳格に行う、②業務内容に応じて担当の割振りや従事人数を変える、③土曜日や平日早朝に行われている業務を見直すなどの取組を徹底することにより、平成29年度の環境部4課（収集課、まち美化推進課、環境清美工場、リサイクル推進課）の時間外勤務の実績が平成26年度の時間外実績と比較して約1割削減しました。